

卓上電子顕微鏡の購入
仕様書

1. 件名

卓上電子顕微鏡の購入

2. 目的

本仕様書は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）福島廃炉安全工学研究所大熊分析・研究センター分析課が実施する放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）における、東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）にて発生した放射性廃棄物等の分析に用いる卓上電子顕微鏡の購入に係る仕様を定めたものである。

3. 購入品仕様

3.1. 一般的要求事項

本装置は次の要件を満たすこととする。

- 装置本体の重量が 100 kg 以下であること。
- 装置本体の寸法が W 960 mm×D 630 mm×H 740 mm 以内であること。
- 装置本体と制御用 PC が分離していること。

3.2. 各製品仕様

(1) 卓上電子顕微鏡・・・1 式

- 株式会社日立ハイテック製（TM400PlusⅢ）相当品
- 倍率
：写真倍率は 10 倍～100,000 倍であること。
：モニタ倍率は 25 倍～250,000 倍であること。
- 加速電圧
：5 kV、10 kV、15 kV、20 kV であること。
- 照射電流設定
：観察時に 5 段階から選択可能であること。
- 画像信号
：反射電子像及び二次電子像が観察可能であること。
- 真空モード
：試料性状に応じて 3 種類から選択可能であること。
- 測定可能試料サイズ
：最大Φ 80×H 50 mm であること。
- ファイル形式
：BMP、TIFF 及び JPEG で画像が取得可能であること。
- 排気径として以下の真空ポンプ（各 1 台）を備えること。
 - ・ターボ分子ポンプ
：67 L/s
 - ・ダイアフラムポンプ
：0.001 mm
- この他カタログ上標準付属品として計上されているもの（PC、モニタ等）は漏れなく付属すること。
- 制御用ソフトウェア（外部記録媒体）を付属すること。
- 電源仕様
：標準付属品を含め全て 100V/15A 以内とすること。

(2) エネルギー分散型 X 線分析装置 (EDS)・・・1 台

- ブルカー・ジャパン株式会社製 (Quantax75) 相当品
- 制御用ソフトウェア (外部記録媒体) を付属すること。
- 電源仕様: 標準付属品を含め全て 100V/15A 以内とすること。
- EDS 用のダンパースペーサを付属すること。
- この他カタログ上標準付属品として計上されているものは漏れなく付属すること。

(3) プリンタ・・・1 台

- 株式会社キャノン製 (PIXUS TR703A) 相当品
- カatalog上標準付属品として計上されているもの (ソフトウェア等) は漏れなく付属すること。

(4) PC ラック・・・1 台

- サンワサプライ株式会社製 (RAC-EC2SN2) 相当品

(5) ソフトウェア・・・1 個

- LTSC 版 Office (Excel 等が使用できること)
- (1)に備わる PC にインストールして納入すること。

4. 納期

令和 9 年 2 月 26 日

5. 納入場所・納入条件

5.1. 納入場所

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 5 番

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

大熊分析・研究センター 施設管理棟

※なお、施設管理棟の敷地は 1F 敷地内 (発電所に隣接) にあり、帰還困難区域になっている。帰還困難区域への入域の手続きについては、別途 原子力機構担当者へ問い合わせ、確認を行うこと。

5.2. 納入条件

持込渡し

6. 検収条件

第5項に示す納入場所に納入後、外観検査及び員数検査の合格をもって検収とする。

7. 梱包、輸送

運搬時破損の危険性が無いよう、十分な梱包材を使用する。

8. 提出図書

提出図書を表1に示す。

表1 提出図書

図書名	部数	形式	時期
卓上電子顕微鏡の 取扱説明書	2部	紙及び電子データ	検収時
EDSの取扱説明書	2部	紙及び電子データ	検収時
ソフトウェアの 取扱説明書	2部	紙及び電子データ	検収時
検査・校正成績書	2部	紙及び電子データ	検収時
その他必要書類	都度決定	別途打合せにより決 定	別途打合せにより決 定

なお、電子データは外部記録媒体にて提出すること。

提出先：福島廃炉安全工学研究所 大熊分析・研究センター 分析課

9. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合はこれを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

10. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。また、協議により仕様等に変更が生じた場合には、その旨を記載した打合せ議事録を優先するものとする。

11. その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり知り得た情報、データ等の取扱に注意するとともに、これらの情報について第三者に漏洩しないこと。

- (2) 納入物品や居室の床等に損傷が認められた場合、当該損傷の原因が受注者の作業または取り扱いに起因すると認められるときは、受注者の責任において、原状回復または損害の補償を行うものとする。
- (3) 受注者は、作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 原子力機構が、受注者に対し本補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。

以上